

# 西海市通学支援車両 利用の手引き



○西海市通学支援車両 担当課

西海市役所 保健福祉部（西海市福祉事務所）

福祉課 障がい者福祉班

電話 (0959) 37-0069 FAX (0959) 29-0050

## はじめに

- ▶ 西海市通学支援車両は、長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校小・中学部（以下「時和特支分校」という。）へ通学する児童や生徒の皆様を対象とし、指定された各乗車場所から、時和特支分校まで運行します。
- ▶ 車両の運行は、従来のスクールバスと同様で無料ですが、車両に同乗する援助者につきましては、地域生活支援事業のサービスのうち、「移動支援事業」の通学支援型を活用したサービスを利用させていただきます。

※地域生活支援事業移動支援事業（通学支援型）とは、市が指定する事業所と児童生徒の保護者が契約し、そのサービス提供に応じた費用の一部を保護者に負担していただくものです。

# 通学支援車両利用の手続きについて

## ①通学支援車両利用申し込み

- ▶ 車両の利用には、「利用申込書（様式第1号）」を提出していただきます。
- ▶ 申し込みは、年度ごとに提出してください。
- ▶ 書類を確認後、「利用許可書（様式第2号）」を交付します。
- ▶ 車両の利用は**無料**です。

様式第1号（第4条関係）

特別支援学校小中学部分校通学支援車両利用申込書

年 月 日

西海市長 様

申込者（保護者） 住所 西海市 町  
氏名  
連絡先（電話）

特別支援学校小中学部分校通学支援車両を利用したいので、次のとおり申込みます。

運行区域名	西彼 西海 大島 大瀬戸 崎戸 ※いずれかを○で囲む	
利用する児童生徒の氏名等	① 氏 名	学年
	乗 車 場 所	
	② 氏 名	学年
	乗 車 場 所	
	③ 氏 名	学年
	乗 車 場 所	
利用年度	年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）	
留意事項	1 本事業の対象者は、長崎県立時和特別支援学校西彼杵分校（小・中学部）に通学する児童生徒です。 2 特別支援学校小中学部分校通学支援車両を利用する場合は必ず西海市の「地域生活支援事業」の利用決定が必要です。あわせて、特別支援学校小中学部分校通学支援車両を利用される際の添乗者については、市指定事業所へ依頼してください。	

備考 乗車場所の欄は登校時乗車する総合支所名等もしくは本庁をご記入ください

# 通学支援車両利用の手続きについて

## ②地域生活支援事業（移動支援事業）

- ▶ 児童生徒の障がい特性を理解した援助者を車両に1～2名を配置し、乗降の援助および安全に学校に到着する支援を実施します。
- ▶ 通学支援車両の利用には、**必ず「地域生活支援事業」の利用決定が必要です。**
- ▶ まず、
  - ①市へ地域生活支援事業の利用申請をします。
  - ②市は申請に基づき、利用者（保護者）へ決定通知を郵送します。
  - ③利用者（保護者）は、市が指定した事業所と契約し、利用の開始となります。

# 通学支援車両利用の手続きについて

## ②地域生活支援事業（移動支援事業）

- ▶ **負担金は1回150円**です。
  - ▶ 利用者（保護者）負担金につきましては、1回150円×利用回数 となります。  
例えば、学校開業日が20日であったとき、150円×20回=3,000円
- ◎利用実績に応じて、1か月分をまとめて事業者を支払っていただきます。

※移動支援事業は、世帯の課税状況により、**ひと月あたりの負担上限額**が変動します。

世帯の課税状況	ひと月あたり負担上限額
市町村民税非課税及び生活保護世帯	0円
市町村民税課税世帯	5,000円

# 乗車場所について

▶ 令和7年度の乗車場所は、

- ①大島総合支所 7:30発
- ②西海総合支所 7:45着 7:48発
- ③西彼教育文化センター 8:06着 8:08発

時和特支への到着時刻は、8:25 の予定です。

▶ 基本的に途中でトイレ休憩は取りませんが、ルート上には、トイレスポットとして道の駅さいかいや大串交番横公衆トイレがあります。

## 【注意】

◎ 出発時間を過ぎますと、車両は予定の利用者が乗車されていなくても発車します。



## 西海市からのお願い

- ▶ 安全に運行するため、通学支援車両を利用するお子さまの日ごろの状況について、把握する必要があります。また、緊急時の連絡先など必要な情報もございますので、福祉課で個別調査票を作成し、保護者の皆様へお渡しします。ご記入の上、福祉課まで提出をお願いします。
- ▶ ご提出いただいた個別調査票につきましては、移動支援事業実施事業所へ情報共有させていただきますので、情報開示につきましては、ご了承ください。（個別調査票内に情報開示に関する同意欄を設けます。）



## 西海市からのお願い（運行上のルール）①

- ① 乗車場所までは、保護者において利用者（児童・生徒）を送ってください。
- ② 市による通学支援は、「乗車する時点」からとなります。利用者（児童・生徒）が乗車前に不注意等でケガを負われた場合の補償はできません。
- ③ 乗車場所では、公共マナーを守ってください。
- ④ 発車時刻の5分前までには、乗車場所へお越してください。車両は、各乗車場所の発車時刻には出発します。決められた時間に乗車場所に来られなかった場合、お待ちできません。
- ⑤ 雨や雪、台風などの天候不良日が理由となる、緊急的な車両の利用はできません。
- ⑥ 基本的に、乗車場所以外は、ノンストップで学校まで運行します。通常時のお手洗い休憩は予定しておりませんので、ご了承ください。
- ⑦ 急な病気など、当日の欠席は、通学支援車両用携帯へご連絡ください。
- ⑧ 天候不良（大雨や台風、雪など）の緊急的な学校休業日には、運行しません。

## 西海市からのお願い（運行上のルール）②

- ⑨ 乗車中は、安全運行のため、シートベルトの着用をお願いします。なお、ジュニアシートは、市で準備していますので、必要な際はお申し出ください。日ごろ使い慣れているジュニアシートがいい場合は、そちらを設置することも可能ですが、破損等に関しては責任が持てませんので、ご了承のほどご持参ください。
- ⑩ 乗車中の体調不良など、万が一の緊急的な状況によっては、車両を停車して対応することになります。利用者が安全に待機することができる場が確保できた場合は、支援者と対象利用者が下車し、保護者や緊急車両を待つこととしますが、困難な場合は、車両も停車することがあります。ご理解をお願いします。（基本的に、他の利用者を学校へ送り届けることを優先します）



## Q&A こんな時どうなるの？①

質問	回答
Q1、登下校の利用ができるのか。	A1、登校のみの運行となります。
Q2、急病などで乗車しない場合の負担金はどうなるのか。	A2、基本的に、学校開業日は利用する前提で計画します。それに基づいて地域生活支援事業の援助者の調整を行います。 利用の急な変更に関しては、利用料の負担をお願いします。
Q3、欠席の連絡はどうするのか。	A3、学校と事業所へ連絡をお願いします。通学支援車両には携帯電話を準備しています。 ●080-8959-8178 } 令和7年4月1日～開通予定 ●080-8959-8179 } ※台風や大雪等で学校が休業することが、前日までに決定している場合は、学校から連絡が入りますので、連絡は必要ありません。

# 地域生活支援事業（移動支援事業）の利用にあたってのお願い

- ▶ 学校へ通学する児童・生徒に対して援助者が付き添い、通学支援車両に同乗することで、送迎を行う保護者の負担軽減および児童の自立を図ることを目的とした事業です。
- ▶ 利用者（保護者）と市が指定した事業所が契約し、利用の開始となりますが、利用に関する確認事項（利用料金の支払い方法や休みの際の連絡等）につきましては、事業所の説明を受けてください。
- ▶ 放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業をご利用の場合、サービスそのものが異なるため、負担上限額の合算はできません。それぞれで上限額が発生します。